

平成 30 年度

国土交通省税制改正要望事項

平成 29 年 8 月

国 土 交 通 省

# 目 次

平成30年度国土交通省税制改正要望（主要項目） ..... 1

平成30年度国土交通省税制改正要望（主要項目の概要） ..... 2

## 平成30年度国土交通省税制改正要望事項 説明資料

### I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

○新築住宅に係る税額の減額措置の延長	6
○認定長期優良住宅に係る特例措置の延長	7
○買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長・拡充	8
○既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長	9
○居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長	10
○国内線航空機に係る特例措置の延長	11
○鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長	12
○都市のスポンジ化（低未利用土地）対策のための特例措置の創設	13
○都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置	14

### II. 成長力・国際競争力の強化

○土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長	15
○土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長	16
○工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長	17
○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	18
○国際クルーズ拠点を形成する港湾等において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設	19
○次世代の観光立国実現のための財源の検討	20
○物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長	21
○JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長	22
○成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長	23
○国際船舶に係る特例措置の延長等	24
○民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の創設	25
○軽油引取税の課税免除の特例措置の延長等	26

### III. 安全・安心な社会の実現

○先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長	27
○バリアフリー車両に係る特例措置の延長	28
○鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長	29
○津波避難施設に係る特例措置の拡充・延長	30
○鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長	31
○港湾の耐震対策の推進のための特例措置の拡充・延長	32

### IV. 主要項目以外の項目

33

# 平成30年度国土交通省税制改正要望(主要項目)

## I 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

### 1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ① 新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)
- ② 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)
- ③ 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長・拡充(登録免許税・不動産取得税)
- ④ 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長(固定資産税)
- ⑤ 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

### 2. 地域交通ネットワークの構築

- ① 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ② 鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税等)

### 3. 都市の魅力の向上

- ① 都市のスポンジ化(低未利用土地)対策のための特例措置の創設(所得税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ② 都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置(相続税・固定資産税等)

## II 成長力・国際競争力の強化

### 1. 不動産市場の活性化

- ① 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長(固定資産税等)
- ② 土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長(不動産取得税)
- ③ 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

### 2. 観光先進国の実現

- ① 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)
- ② 国際クルーズ拠点を形成する港湾等において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設(法人税・固定資産税等)
- ③ 次世代の観光立国実現のための財源の検討

### 3. 産業の生産性・国際競争力の確保・強化

- ① 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長(法人税・固定資産税等)
- ② JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長(固定資産税)
- ③ 成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長(固定資産税等)
- ④ 国際船舶に係る特例措置の延長等(登録免許税・固定資産税)
- ⑤ 民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の創設(登録免許税)
- ⑥ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長等(軽油引取税)

## III 安全・安心な社会の実現

### 1. 交通運輸における安全・安心の確保

- ① 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長(自動車重量税・自動車取得税)
- ② バリアフリー車両に係る特例措置の延長(自動車重量税)
- ③ 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長(固定資産税等)

### 2. 災害に強い強靭な国土・地域づくり

- ① 津波避難施設に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ② 鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)
- ③ 港湾の耐震対策の推進のための特例措置の拡充・延長(法人税・固定資産税)

# 平成30年度国土交通省税制改正要望(主要項目の概要)

## I. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

### 1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置(戸建て3年間、マンション5年間:1/2 減額)の2年間延長
- ②認定長期優良住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年間延長
  - ・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、所有権移転登記(一般住宅 0.3%→戸建て 0.2%、マンション 0.1%)
  - ・不動産取得税:課税標準からの控除額の特例(一般住宅 1,200 万円→1,300 万円)
  - ・固定資産税:新築住宅特例(1/2 減額)の適用期間を延長(戸建て3年→5年、マンション5年→7年)
- ③買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長・拡充
  - ・買取再販事業者により一定の質の向上のための改修工事が行われた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置(所有権移転登記:一般住宅 0.3%→0.1%)の2年間延長
  - ・買取再販事業者が既存住宅を取得し一定の質の向上のための改修工事を行った場合、敷地に係る不動産取得税を減額
- ④住宅ストックの性能向上を図るため、以下の住宅リフォームをした場合の固定資産税の特例措置の2年間延長
  - ・耐震改修:工事の翌年度 1/2 減額(特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅の場合は工事の翌年度から2年間 1/2 減額)
  - ・バリアフリー改修:工事の翌年度 1/3 減額
  - ・省エネ改修:工事の翌年度 1/3 減額
  - ・長期優良住宅化改修:耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合、工事の翌年度 2/3 減額
- ⑤居住用財産の買換え等に係る特例措置(譲渡益に係る課税繰延べ、譲渡損に係る損益通算及び繰越控除)の2年間延長

### 2. 地域交通ネットワークの構築

- ①国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の特例措置(大型機・課税標準3年間 2/3 等)の2年間延長
- ②地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した鉄道施設に係る固定資産税等の特例措置(課税標準5年間 1/4)の2年間延長

### 3. 都市の魅力の向上

- ①低未利用土地が都市内にランダムに生じる「都市のスponジ化」への対策のための制度創設に伴う特例措置の創設等
- 1) 地域利便確保協定(仮称)に基づき整備・管理する公共施設に係る固定資産税等の特例措置(課税標準 1/2 に軽減)の創設
  - 2) 低未利用土地利用権設定等促進計画(仮称)に基づく土地等の取得等に係る流通税の軽減措置の創設
    - ・登録免許税:地上権設定等の登記(本則 1%→0.5%)、所有権移転登記(本則 2%→1%)
    - ・不動産取得税:課税標準 1/5 控除
  - 3) 都市再生推進法人に低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率等の適用(所得税・法人税・個人住民税等)
- ②都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置(相続税・固定資産税等)

## **II. 成長力・国際競争力の強化**

### 1. 不動産市場の活性化

- ①土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の3年間延長
- ・商業地等及び住宅用地について、負担水準をもとに今年度課税標準額を決定し、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和する措置(負担調整措置)を維持
  - ・商業地等について、課税標準額を評価額の 60~70% の範囲で条例で定める値とした場合の税額を上限として、当該税額の超過部分を減額
  - ・商業地等及び住宅用地について、課税標準額を前年度課税標準額に 1.1 以上で条例で定める割合を乗じて得た値とした場合の税額を上限として、当該税額の超過部分を減額
- ②土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長
- ・宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置(1/2)の3年間延長
  - ・住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の軽減税率(本則 4%→3%)の3年間延長
- ③工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置(軽減割合 20~50%)の2年間延長

### 2. 観光先進国の実現

- ①外国人旅行者向け消費税免税制度の免税対象要件について、一般物品についても特殊包装を行う等を条件に、一般物品と消耗品の合算が認められるよう措置
- ②国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置(法人税:割増償却5年間 30%、固定資産税等:課税標準 10 年間 1/2)の創設

- ③増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について、受益と負担の適正なあり方や訪日旅行需要への影響を勘案しつつ、諸外国の取組も参考に所要の措置を検討

### **3. 産業の生産性・国際競争力の確保・強化**

- ①物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の2年間延長
  - ・倉庫用建物等：法人税等の割増償却（5年間 10%）、固定資産税等の特例措置（課税標準5年間 1/2 等）
  - ・貨物用鉄道車両等：固定資産税の特例措置（課税標準5年間 2/3 等）
- ②JR 貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した高性能車両に係る固定資産税の特例措置（課税標準5年間 3/5）の2年間延長
- ③成田国際空港株式会社の事業用資産に係る固定資産税等の特例措置（課税標準 7/8）の2年間延長
- ④国際船舶に係る特例措置の延長等
  - ・国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（本則 4/1000→特例 3.5/1000）について、船舶貸渡業者が建造・取得する国際船舶への適用税率の拡充（3.0/1000）を行った上で、2年間延長
  - ・国際船舶に係る固定資産税の特例措置（課税標準 1/18）の3年間延長
- ⑤民間事業者が民間施設直結スマート IC の用に供する土地を取得した場合において、民間事業者に課される登録免許税を非課税（所有権移転登記：本則 20/1000）とする等、登録免許税が不要となるような特例措置の創設
- ⑥船舶、鉄道、建設機械等の動力用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の延長等
  - ・小型旅客船等の船舶、非電化区間等の鉄道及び建設機械その他の機械装置等の動力用の軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年間延長
  - ・海上保安庁の船舶の動力用の軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化

### **III. 安全・安心な社会の実現**

#### **1. 交通運輸における安全・安心の確保**

- ①先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置（自動車重量税：1装置装着時・初回50%軽減等、自動車取得税：1装置装着時・取得価額から 350 万円控除等）について、適用対象となる装置の拡充（車線逸脱警報装置を追加）を行った上で、自動車重量税の特例措置の3年間延長
- ②バリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）に係る自動車重量税の特例措置（初回免税）の3年間延長
- ③鉄道事業者等が取得するバリアフリー施設（エレベーター、ホームドア等）に係る固定資産税等の特例措置（課税標準5年間 2/3）の2年間延長

## 2. 災害に強い強靭な国土・地域づくり

- ①津波災害警戒区域において管理協定が締結された避難施設に係る固定資産税の特例措置（5年間、課税標準を市町村の条例で定める割合(1/2を参酌)に軽減)について、適用対象となる避難施設の拡充(指定避難施設を追加)及び償却資産の拡充(防災用倉庫及び防災用ベンチ等を追加)を行った上で、3年間延長
- ②首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置(課税標準5年間 2/3)について、適用対象となる鉄道施設の拡充(ロッキング橋脚を有する橋りょうを追加)及び見直しを行った上で、2年間延長
- ③港湾の耐震対策の推進のための特例措置(法人税:特別償却 20%、固定資産税:課税標準5年間 2/3)について、南海トラフ地震防災対策推進区域及び首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航路に接続する港湾において耐震改修を行った民有護岸等への適用税率の拡充(法人税:特別償却 40%、固定資産税:課税標準5年間 1/3)等を行った上で、法人税の特例措置は5年間、固定資産税の特例措置は3年間延長

# **平成30年度国土交通省税制改正要望事項**

**説明資料**

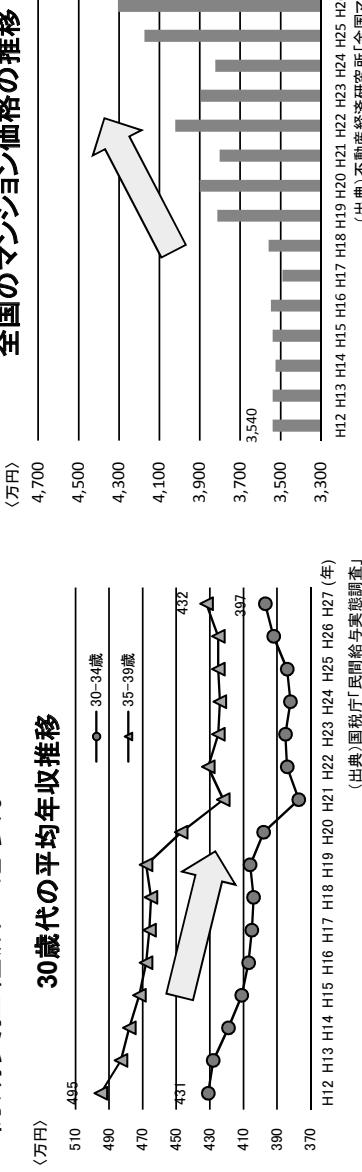
# 新築住宅に係る税額措置の減額措置の延長(固定資産税)

住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図るために、新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長する。

## 施策の背景

### 住宅取得に係る負担軽減の必要

- ・住宅の一次取得者層である30歳代の平均年収は低下傾向にある一方で、住宅価格は上昇傾向にあり、住宅取得環境は悪化。また、平成31年10月に消費税の引き上げが予定されている中、住宅取得者の初期負担軽減が必要。



### 基礎的なストックの質の向上の必要

- ・住宅の基礎的な「質」である耐震性は未だ不十分。
- ・耐震化を進める上で主要な手段である新築・建替えを支援する必要。

#### 【住宅の耐震率】

現状(平成25年推計)  
耐震性を有しない住宅ストックの比率  
約18%  
総戸数約5,200万戸のうち、耐震性あり 約4,300万戸  
耐震性なし 約 900万戸



#### 目標(平成37年)

おおむね解消  
※住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)

## 要望の概要

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税】

新築住宅に係る税額の減額措置  
①一般の住宅:3年間 税額1/2減額  
②マンション:5年間 税額1/2減額

### 要望

現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

### 【本特例による負担軽減効果(例)】

2,000万円の住宅を新築した場合の固定資産税額

	本特例が無い場合	本特例がある場合
1年目	18.2万円	9.1万円
2年目	17.1万円	8.5万円
3年目	15.9万円	8.0万円

➡ 3年間で約26万円の負担軽減効果  
(国土交通省推計)

# 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)

- 人口・世帯減少社会の到来
- 環境問題や資源・エネルギー問題の深刻化

## 施策の背景

住宅が資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出

→ 耐震性、断熱性、耐久性等に優れ、適切な維持保全  
が確保される長期優良住宅の普及を促進

## 認定の状況

- 平成28年度の認定戸数は109,373戸
- 新築着工住宅全体に占める割合は11.2%

## 目標

- 「新築住宅における認定長期優良住宅の割合」  
20%(平成37年度)
- 【住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)】

## 要望の概要

### 特例措置の内容

#### 【登録免許税】

税率を一般住宅特例より  
引き下げ  
一般住宅特例0.15%  
→0.1%

#### 所有権保存登記:

一般住宅特例0.3%  
→戸建て:0.2%  
マンション:0.1%

#### 【不動産取得税】

課税標準からの控除額を一般住宅特例  
より増額  
一般住宅特例1,200万円→1,300万円

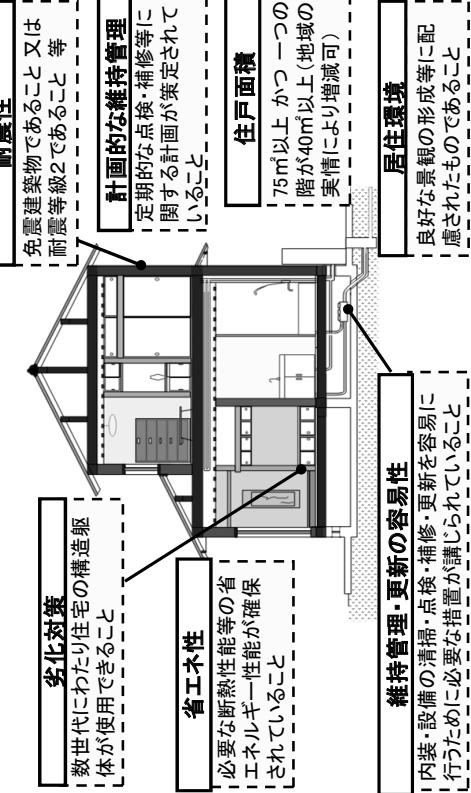
#### 【固定資産税】

一般住宅特例(1/2減額)の適用期間を  
延長  
戸建て:3年→5年  
マンション:5年→7年

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

良質な住宅が建築され、長期にわたり良好な状態で使用するため、  
耐久性、耐震性、維持保全容易性、可変性等を備えた住宅を認定

### 《長期優良住宅認定基準のイメージ(新築・戸建て)》



## 要望

現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

# 買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長・拡充

## (登録免許税・不動産取得税)

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、一定の質の向上が図られた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例措置を2年間延長する。併せて、買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行った場合、敷地に係る不動産取得税を減額する特例措置を講じる。

### 施策の背景

#### 既存住宅流通市場の活性化に向けた取組み

- 国民がライフステージに応じて住宅を無理なく確保できることが必要。既存住宅流通・リフォーム市場の拡大・活性化が重要。
- そのため、取引時のインスペクションの活用や、消費者が安心して購入できる既存住宅への商標付与等、政策的取組みをスタート。

#### 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

- 「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化」2025年までに既存住宅流通市場規模を8兆円に、リフォーム市場規模を12兆円に倍増。

買取再販は、ノウハウを有する宅地建物取引業者が効率的・効果的に住宅ストックの質の向上を図る事業形態であり、既存住宅の質に関して消費者の不安感を払拭するものであることから、既存住宅流通・リフォーム市場拡大の起爆剤として期待

### 要望の概要

#### 特例措置の内容

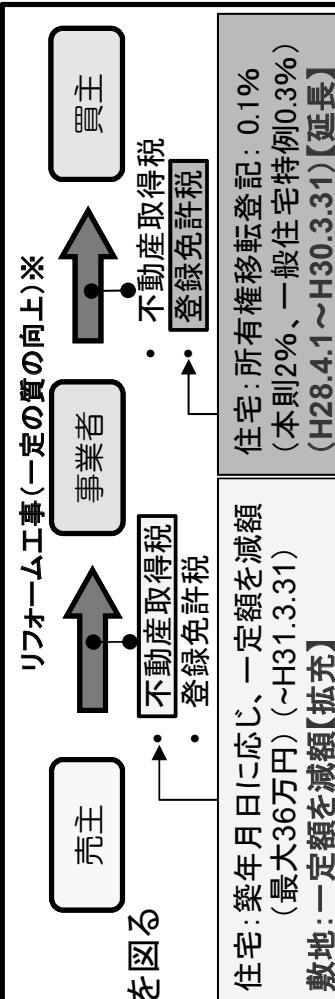
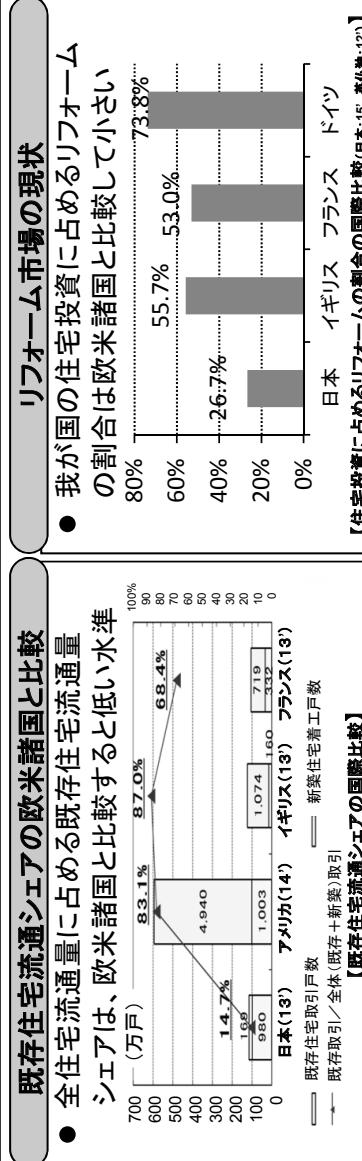
- 現行、買取再販事業者が既存住宅を取得して、一定の質の向上を図るために改修工事を行い、販売する場合、以下の通り軽減。
- 【登録免許税（買主）】[住宅]税率を一般住宅特例より引き下げ  
【不動産取得税（事業者）】[住宅]築年数に応じ、税額から一定額を減額
- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| 住宅：築年月日に応じ、一定額を減額<br>(最大36万円) (~H31.3.31) | 住宅：所有権移転登記：0.1%<br>(本則2%、一般住宅特例0.3%) |
| 敷地：一定額を減額【拡充】                             | (H28.4.1～H30.3.31)【延長】               |

#### 要望

【登録免許税（買主）】現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

【不動産取得税（事業者）】特例措置の対象を敷地部分に拡充(敷地に係る不動産取得税を減額)する。

(①45,000円 ②土地1m<sup>2</sup>あたり評価額×1/2×住宅の床面積の2倍(上限200m<sup>2</sup>)×3% のいずれか多い方を減額)



※耐震、省エネ、バリアフリー、水回り等のリフォーム

# 既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長 (固定資産税)

既存住宅の耐震化・バリアフリー化・省エネ化・長寿命化を進め、住宅ストックの性能向上を図るために、住宅リフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォーム)をした場合の特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- ▶ 我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要
  - ▶ 既存住宅活用型市場の柱である、住宅リフォーム市場規模は伸び悩んでいる現状
  - ▶ リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要
- 【未来投資戦略2017における目標】2025年までにリフォーム市場規模を12兆円に倍増

## 住生活基本計画(平成28年3月閣議決定)

- 耐震化リフォームによる耐震性の向上、長期優良住宅化リフォームによる耐久性等の向上、省エネリフォームによる省エネ性の向上と適切な維持管理の促進
- 住宅のバリアフリー化やヒートショック対策を推進

## 要望の概要

### 特例措置の内容

### 【固定資産税】工事翌年(\*)の固定資産税の一定割合を減額

	減額割合	適用期限
耐震	1/2減額	
バリアフリー	1/3減額	<u>H30.3.31</u>
省エネ	1/3減額	
長期優良住宅化※	2/3減額	

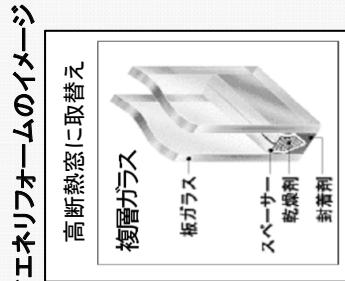
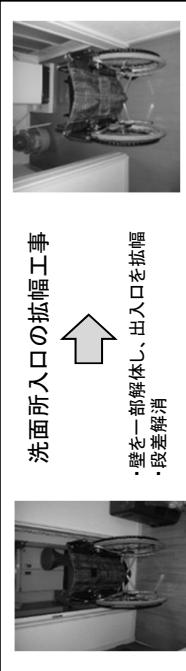
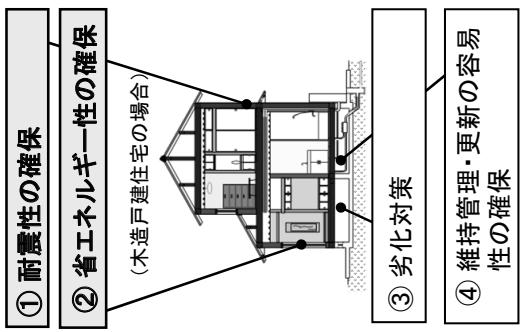
※ 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することになった場合

(\*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することになった場合は翌年度2/3減額、翌々年度1/2減額

## 要望

現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

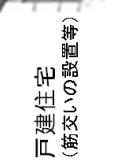
## 長期優良住宅化リフォームの認定基準



## バリアフリーリフォームのイメージ



## 省エネリフォームのイメージ



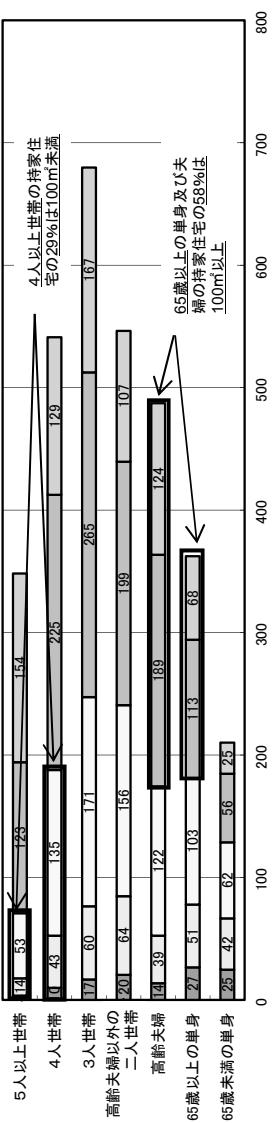
# 居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

国民一人が、それぞれのライフステージに応じた住宅を無理のない負担で円滑に取得できる住宅市場を実現するため、居住用財産の買換え等に係る特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

### 居住のミスマッチ

世帯人口の多い世帯と高齢者単身・夫婦世帯が住む住宅の広さにミスマッチがみられる



## 要望の概要

### 特例措置の内容

#### ※いざれも【所得税・個人住民税】

#### 【譲渡損が生じた場合】

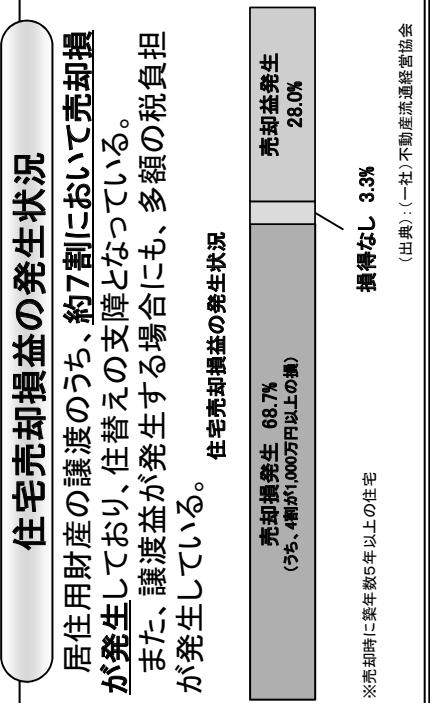
- ① 住宅の住替え(買換え)で譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高がある場合は、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)
- ② 住宅を譲渡した際に譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残る場合は、住宅ローン残高から譲渡額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

#### 【譲渡益が生じた場合】

- ③ 住宅の住替え(買換え)で、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以下の場合は、譲渡がなかつたものとして、譲渡による収入金額が買換資産の取得額以上の場合は、その差額分について譲渡があつたものとして課税

## 要望

現行の措置を2年間(平成30年1月1日～平成31年12月31日)延長する。



# 国内線航空機に係る特例措置の延長(固定資産税)

安定的な航空輸送サービスの提供及び地方航空ネットワークの維持を図るため、特例措置の適用期限を2年間延長する。

## 施策の背景

### 我が国航空会社の現状

- グローバル化や航空自由化の進展
- 国際航空市場で厳しい競争に直面
- LCCの本格参入など利用者ニーズの多様化に応じた新サービスの登場

### 地方路線を巡る環境

- 地方において顕著な人口減少・少子高齢化
- 内部補助など航空会社の企業努力による地方航空ネットワーク維持の限界
- 耐用年数を迎える機材更新が必要な地域航空会社の小型機が増加

## 地方航空ネットワーク維持のための支援が必要

## 要望の概要

### 特例措置の内容

**【固定資産税】**  
国内線の航空機について、  
別表のとおり軽減

### 要望

現行の措置を2年間(平成30年  
4月1日～平成32年3月31日)  
延長する。

① 最大離陸重量200トン以上 最初の3年間2/3	200トン→ 最初の5年間2/5	50トン→ (2/3未満は①と同率を適用)	30トン→ (2/3未満は②と同率を適用)	最初の5年間1/4 ※③④は特に地方的路線就航時間割合2/3以上 (2/3未満は②と同率を適用)
② 最大離陸重量200トン未満 最初の5年間2/5	中・小型機 (B767・B737等)	リージョナル機 (ERJ等)	リージョナル機 (ATR等)	3/8 1/4に軽減
※ ②は地方的路線就航時間割合2/3以上 (2/3未満は①と同率を適用)	2/5に軽減 1年 3/8 1/4に軽減	その後4年 5年	5年	
③ 最大離陸重量50トン未満 初年度3/8、その後4年間2/5	2/5に軽減 5年			
④ 最大離陸重量30トン未満 最初の5年間1/4				

＜政策目標＞  
現行の地方航空ネットワークの維持

# 鉄道事業再構築事業に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

地域公共交通活性化・再生法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の維持・活性化を図る。

## 施策の背景

- 地域鉄道を取り巻く経営環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や合理化努力も限界に達しつつあり、路線の廃止に至る例が全国各地で出てきている。

○ こうした状況を踏まえ、平成19年5月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が制定され、創意工夫をして鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域の暮らしを支える地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところであり、本特例措置が必要不可欠である。

## 【予算措置(特例の対象)】

■ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 【補助率】1／3  
平成25年度から鉄道事業再構築事業を実施する事業者に対する  
補助率を1／2に拡充  
«補助対象設備»  
・線路設備、電路設備、停車場設備 等



■ インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 【補助率】1／3  
«補助対象設備»  
・車両設備(インバウンド対応のものに限る)

線路設備  
(軌道改良(PCまくら木化)) (自動列車停止装置(ATS))  
電路設備  
車両の更新

## 要望の概要

### 特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】 鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者が、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等を受けて取得した償却資産等について、課税標準を5年間1／4に軽減

## 要望

- ・現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

## 都市のスポーツジ化(低未利用土地)対策のための特例措置の創設(所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、固定資産税等)

人口減少下にあっても持続可能なコンパクトシティの形成に向けて、立地適正化計画に定める居住誘導区域等の区域内の低未利用土地などの利用促進や、地域の利便の確保・維持に不可欠な施設の整備・管理の促進を図るための特例措置を創設する。

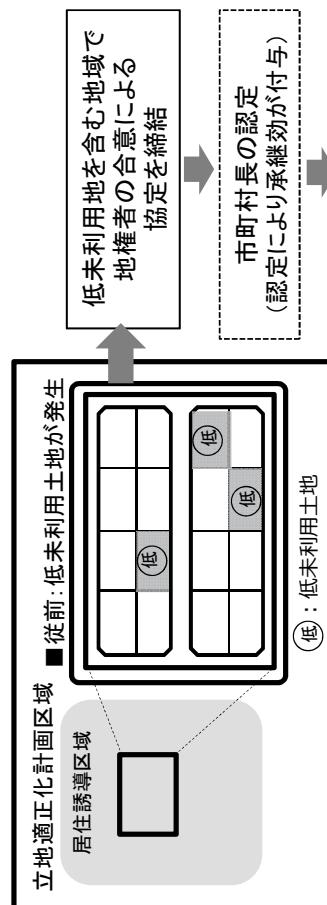
### 施策の背景

多くの都市で、空き地等の低未利用土地が時間的・空間的にランダムに生じる「都市のスポーツジ化」が進行し、居住や都市機能の誘導を図るべき区域においても、エリア価値の低下、生活環境の悪化、施設の種別確保の阻害等の問題を生じさせ、コントロールなまちづくりを進めることで重大な障害となっている。

### 要望の概要

#### ① 地域利便確保協定(仮称)による課税標準の特例措置

低未利用土地を活用した、地域利便の確保・維持に資する施設の整備を促進するため、地権者が全員合意により、当該施設の整備・管理を地方公共団体に代わり自ら行う新たな協定制度を創設。



特例措置の内容  
【固定資産税・都市計画税】  
協定に基づき整備・管理する公共施設等(道路・広場等)に係る課税標準を1/2に軽減

平成30年4月1日～(新規)  
要望 平成30年1月1日～平成31年12月31日(拡充)

#### ② 低未利用土地利用権設定等促進計画(仮称)による特例措置



【登録免許税】計画に基づく土地・建物の取得等について以下のとおり税率を軽減  
・地上権設定等の登記(本則1%→0.5%)  
・所有権移転登記(本則2%→1%)

【不動産取得税】計画に基づく土地・建物の取得について軽減(課税標準の1/5控除)  
要望 平成30年4月1日～平成32年3月31日(新規)

#### ③ 都市再生推進法人による低未利用土地等を譲渡した場合の特例措置

	所得税	個人住民税
本則	15%	5%
特則	10%	4%
軽減部分	5%	1%

※ 法人の場合は重課制度(長期1%、短期1%)が適用除外。(ただし、重課制度は平成31年度末まで課税停止。)

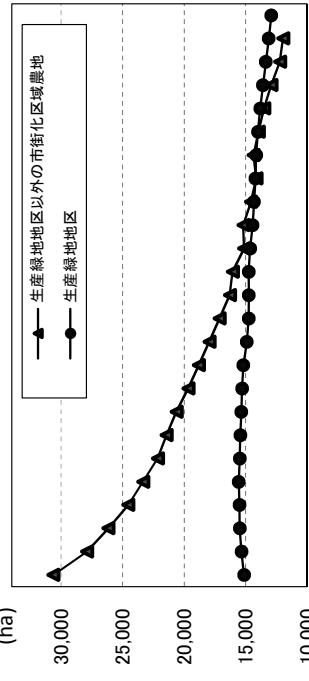
【所得税、法人税、個人住民税等】  
都市再生推進法人による低未利用土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得(2,000万円以下の部分)に係る税率を軽減  
要望 平成30年1月1日～平成31年12月31日(拡充)

# 都市農地の保全のための制度充実に伴う所要の措置(相続税・固定資産税等)

都市農業振興基本計画(平成28年5月13日閣議決定)や都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)を踏まえ、都市農業の多様な機能の発揮や都市農地の保全・活用を推進するために必要な税制上の所要の措置を講じる。

## 施策の背景

- 平成4年以降、三大都市圏特定市の市街化区域内農地について、生産緑地地区は概ね維持されているものの、それ以外の農地は大きく減少。
- 平成28年5月には都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地を農業政策及び都市政策の双方から評価し、都市農地の位置付けを都市に「あるべきもの」へと大きく転換。
- これを踏まえ、都市農地の保全・活用を推進するため、平成29年4月28日に、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が成立し、以下の事項を措置。
  - ・生産緑地地区の面積要件(500m<sup>2</sup>以上)について、市区町村が条例により300m<sup>2</sup>以上に引き下げ可能とする
  - ・生産緑地地区内に製造・加工施設、直売所、農家レストランを設置可能とする
  - ・生産緑地地区の都市計画決定後、30年経過するものについて、買取り申出期日を10年先送りする特定生産緑地制度を創設
  - ・農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度を創設
- 上記制度の活用により、更なる都市農地の保全・活用を図っていくことが必要。



都市の貴重な緑地としての機能を発揮する都市農地

## 要望の概要

### 要 望

#### 【相続税・固定資産税等】

都市農地の保全を推進するため、土地利用規制等の措置に応じた税制措置を創設。

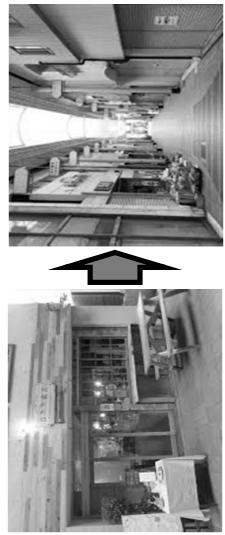
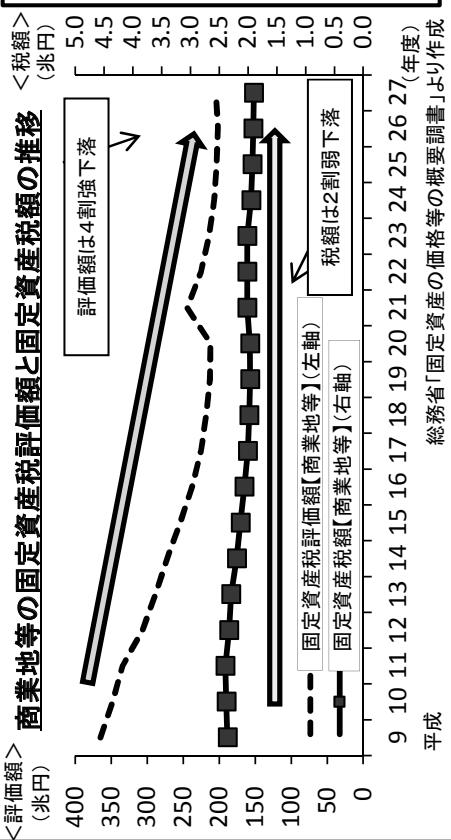
※別途、農林水産省主管で新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置について共同希望

# 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長 (固定資産税・都市計画税)

土地に係る固定資産税について、①現行の負担調整措置、②市町村等が一定の税負担の引下げを可能とする条例減額制度、を3年間延長する。

## 施策の背景

- 商業地等においては、評価額の下落に対して、税額の変化が緩やかであり、納税者の負担感は大きくなっている。
- 固定資産税の上昇は、都市部から地方部に至る幅広い地域の、中小企業、個人事業主を含む様々な規模・業種の不動産保有コストを上昇させ、投資マインドを冷やし、経済の活性化や地方創生等の取り組みを阻害する。
- このため、引き続き負担調整措置や条例減額制度による負担軽減を通じ、デフレ脱却と経済再生の実現を図る。



地元の若者による地産地消型の店舗開業や観光による地域振興など、新たな取組が見られる中、収益を圧迫。経営困難となり、地方創生や観光先進国実現の芽を摘むことになる。

## 要望の概要

### 特例措置の内容【固定資産税・都市計画税】

- ① 商業地等及び住宅用地について、負担水準(=前年度の課税標準額÷今年度の評価額)をもとに、今年度課税標準額を決定し、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和する。(負担調整措置)  
ア 負担水準が70%以上の場合 : 今年度の評価額の70%に引き下げ  
イ 負担水準が60%以上70%未満の場合 : 前年度課税標準額と同額に据置  
ウ 負担水準が60%未満の場合 : 今年度の評価額の5%を前年度の課税標準額に上乗せ
- ※商業地等の例
- ② 商業地等及び住宅用地について、条例で課税標準額の60～70%未満の範囲で条例で定める値に引き下げる。  
③ 商業地等及び住宅用地について、条例で課税標準額の伸びに上限(1.1以上)を設定できる。

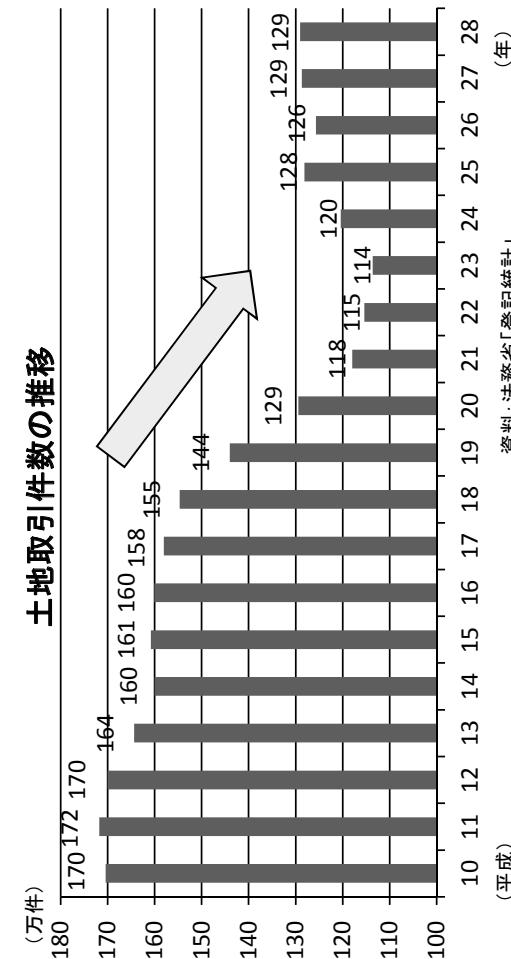
現行の負担調整措置、条例減額制度を3年間(平成30年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

# 土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長（不動産取得税）

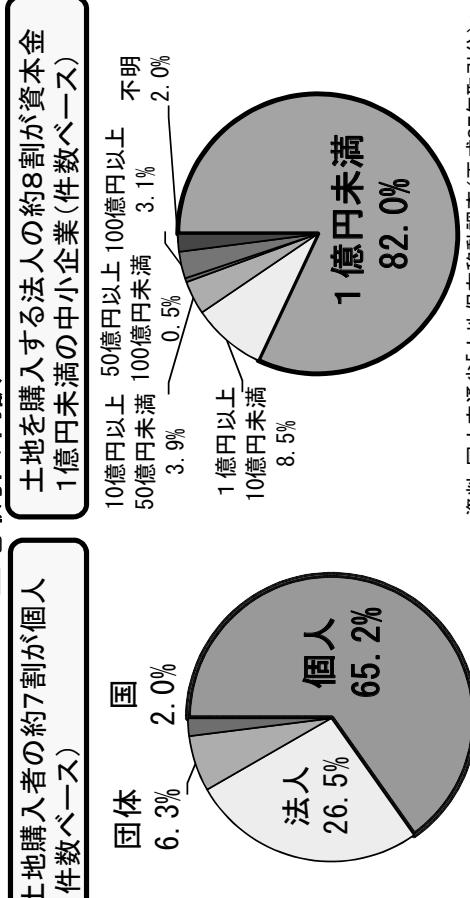
- ①宅地評価土地等の流動化・有効利用の促進等を図るため、以下の特例措置を3年間延長する。
  - ②土地等の購入者による不動産取得税の課税標準の特例措置（特例3%、本則4%）

## 施策の背景

- ・土地取引件数は、依然として低水準。
- ・また、土地の購入者は多くが個人や資本金1億円未満の中小企業であり、特例措置による負担軽減効果は大きい。
- ・**取得時の負担を軽減することで土地に対する需要を喚起し、土地の流動化と有効利用の促進を図ることにより、デフレからの脱却を完全なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図る。**



## 土地取引の内訳



資料：国土交通省「土地保有移動調査（平成27年取引分）」

対象	特例	本則
①宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例	1/2	—
②土地等の取得に係る不動産取得税の税率の特例	3%	4%

## 要望の概要

### 特例措置の内容

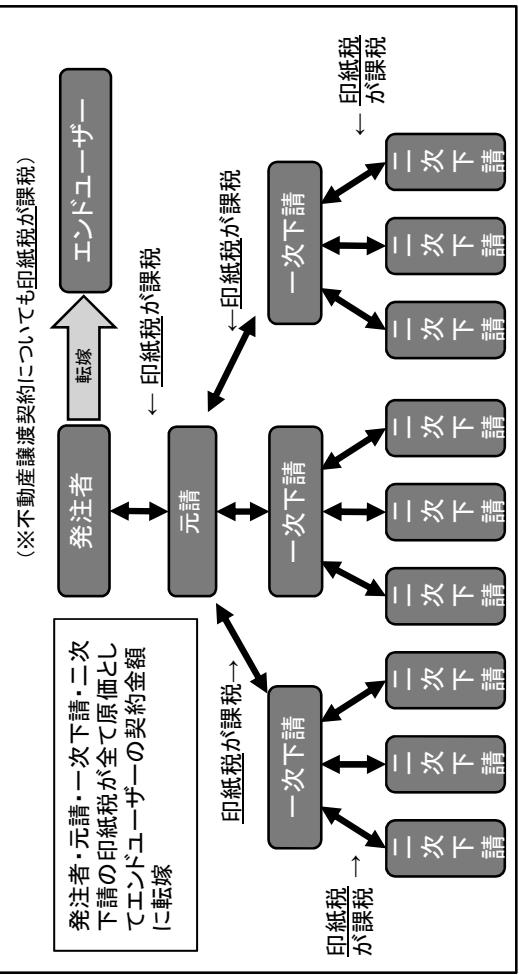
- 【不動産取得税】土地等の取得に係る課税標準・税率を右記のとおり軽減**
- 現行の措置を3年間（平成30年4月1日～平成33年3月31日）延長する。

# 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- ・建設業においては、重層下請請負構造の中で多段階にわたり課税。
- ・さらに、不動産流通段階でも課税され、最終的にはエンジニアーザー(例:戸建住宅等を購入する個人、工場建設の施主となる中小企業など)に転嫁。
- ・このため、建設工事や不動産流通のコストを抑制し、消費者負担を軽減することにより、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る。



## 要望の概要

### 特例措置の内容

#### 【印紙税】

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、右表の「現行の特例措置」のとおり軽減

### 要望

契約金額	本則	H26年3月まで	現行の特例措置
不動産の譲渡 に関する契約書	建設工事の請負 に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	(特別措置無し)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	(特別措置無し)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	(特別措置無し)
500万円超	1,000万円以下	1万円	(特別措置無し)
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万5千円 (25%減)
5,000万円超	1億円以下	6万円	4万5千円 (25%減)
1億円超	5億円以下	10万円	8万円 (20%減)
5億円超	10億円以下	20万円	18万円 (10%減)
10億円超	50億円以下	40万円	36万円 (10%減)
50億円超		60万円	54万円 (10%減)

現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

# 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充(消費税・地方消費税)

免税販売の下限金額の判定に際し、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められることで、外国人旅行者の利便性が向上し、地方も含めた免税店数の更なる増加と外国人旅行消費のより一層の活性化を図る。

## 施策の背景

○現行では、免税販売のためには、「一般物品」と「消耗品」のそれぞれで下限額の要件(5,000円以上)を満たす必要

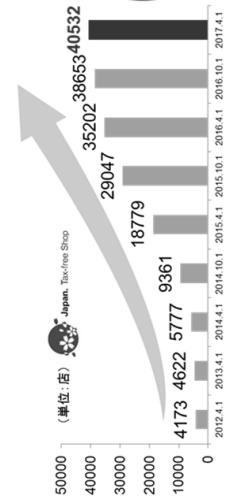
○他方、外国人旅行者からは、商品購入時の「一般物品」と「消耗品」の判別が難しい等の不満の意見が多數

(参考)「訪日外国人旅行者への実態調査」によれば、免税店を利用した外国人旅行者のうち、約6割が「区分分けの基準がわからず」「2つの区分ごとに購入金額の判定を行うことを知らない」などと回答

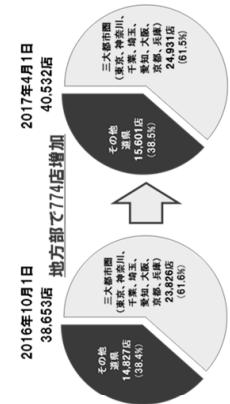
(判別が難しい商品の例) ストッキング、電池、万年筆、インク等

○また、免税店からも、「合算が認められれば外国人旅行者の『買い増し』が期待できる」との声も多数

## 免税店数の推移



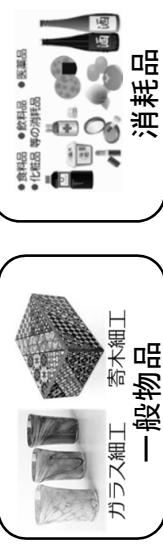
## 三大都市圏と地方部の免税店数



## 要望の概要

○免税対象要件について、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める措置を講ずる。

### 〈現行〉



- ・5,000円以上
- ・特殊包装不要
- ・国内使用可
- ・国外持ち出し

※現行でも一般物品と消耗品が1つの商品を構成している場合には消耗品の販売方法によることとされている。

## これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(2014年10月運用開始)  
・一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加



〈第二弾〉(2015年4月運用開始)  
・免税手続きの第三者への委託を可能とし、一括カウンターの設置等

〈第三弾〉(2016年5月運用開始)  
・一般物品の購入下限額引き下げ  
・購入者誓約書の電磁的記録による保存等

（参考）  
・免税店の許可を受けた酒類製造場における酒類の販売について、消費税に加え酒税を免稅とする制度の設置

## 要望内容

○免税対象要件について、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認める措置を講ずる。

### 〈追加〉



- ・合算で5,000円以上、50万円以下
- ・特殊包装要
- ・国内使用不可
- ・30日以内の国外持ち出し  
　　〈消耗品と同じ要件〉

# 国際クルーズ拠点を形成する港湾等において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設 (法人税・固定資産税・都市計画税)

国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において整備された旅客施設等に係る法人税及び固定資産税・都市計画税の特例措置を創設する。

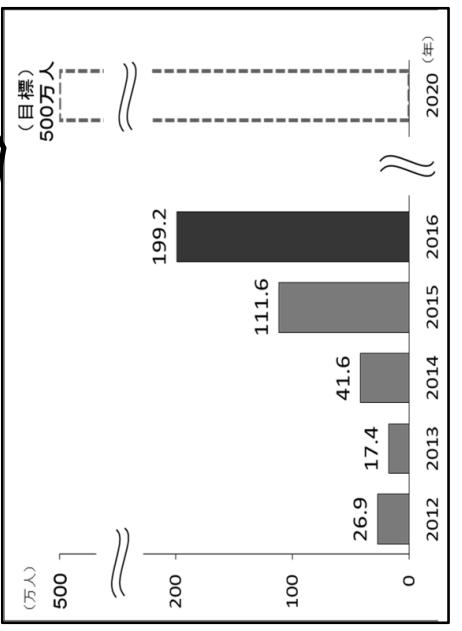
## 施策の背景

- クルーズ船寄港のもたらす好影響は地域活性化の観点から大変重要なものとなっており、急増するクルーズ需要に対応するため、スピード感のある受入環境の整備が必要。
- 民間活力を活かし効率的に受入環境の整備に取り組むため、従前からの無利子貸付制度に加え、国が指定する官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において、旅客施設等に投資を行うクルーズ船社に対し岸壁の優先使用を認めることで、新しく仕組みが創設された。
- これらの取組に加え、クルーズ船の長期安定的な寄港の確保や、受入施設の拡充と寄港の拡大を図るために、民間事業者が整備した旅客施設等を継続的に維持運営できる事業環境を整えることが必要。

（参考）政府計画における位置付け

- 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）  
（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）  
○ 「世界に誇る旅客ターミナルビル等の整備」に対する無利子貸付制度の拠点形成（旅客ターミナル等への無利子貸付制度の創設）」
- 「民間による旅客ターミナルビル等の整備」に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、「…官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る」

「明日の日本を支える観光ビジョン」における目標：訪日クルーズ旅客を2020年までに500万人



## 要望の概要

### 要望

旅客施設等に係る法人税の割増償却及び固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置を創設。

対象者：民間事業者

対象施設：以下いずれかの施設における非収益部分(CIQ等)  
・国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等

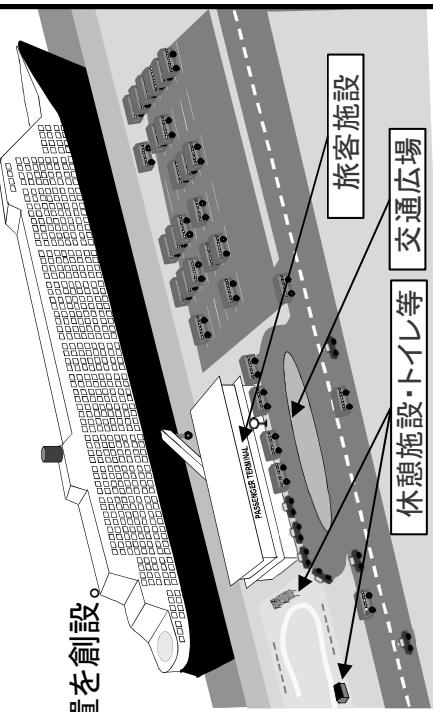
・官民連携による国際クルーズ拠点を形成する港湾において民間事業者の投資により整備された旅客施設等

税目：【法人税】対象施設について、5年間30%の割増償却

【固定資産税・都市計画税】対象施設について、課税標準を10年間1/2に軽減

特例期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日

## 【対象施設のイメージ】

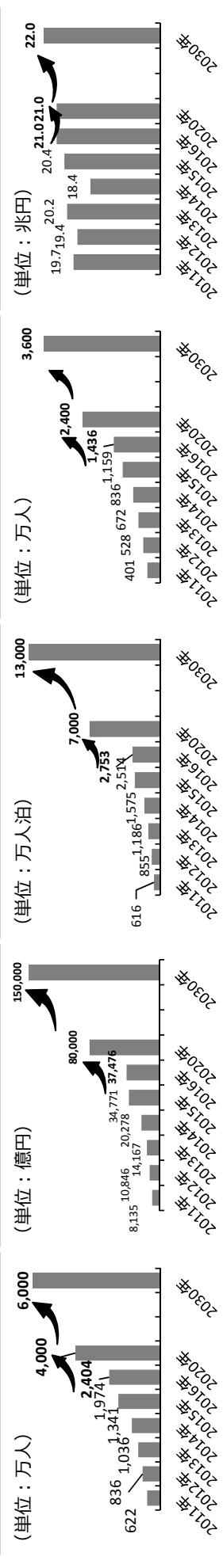


# 次世代の観光立国実現のための財源の検討

「明日の日本を支える観光ビジョン」における目標の達成に向け、3つの視点・10の改革のもと、観光施策を実施してきているところ、今後さらに増加する観光需要に対して、高次元で観光施策を実行するために必要な国の財源を確保するため、所要の措置を検討する。

## 施策の背景

### 「明日の日本を支える観光ビジョン」\* 目標値



### 「明日の日本を支える観光ビジョン」の「3つの視点」と「10の改革」

視 点 1 観光資源の魅力を極め、地方創生の場に  
観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に  
魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放  
■「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ  
■「国立公園」を、世界水準の「ナショナルパーク」へ  
■おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ

視 点 2 観光産業を見直し、生産性を大切に  
する観光産業へ  
■古い規制を見直し、長期滞在と消費拡大を同時に実現  
■あたらしい市場を開拓し、「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現  
■疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化

視 点 3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に  
ソフトイントラベルを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現  
■「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現  
■「働きかた」と「休みかた」を改革し、躍動感あふれる社会を実現

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)  
次世代の観光立国実現のための財源の検討  
・昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後さらに増加する観光需要に対応して高次元で観光施策を実行するために必要な国の財源の確保策について検討を行う。  
・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す。

「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)  
次世代の観光立国実現のための財源の検討  
・昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後さらに増加する観光需要に対応して高次元で観光施策を実行するために必要な国の財源の確保策について検討を行う。  
・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保することを目指す。

## 要望の概要

増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するため必要となる国の財源の確保策について、受益と負担の適正なあり方や訪日旅行需要への影響を勘案しつつ、諸外国の取組も参考に検討を行う。

# 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

物流分野における労働力不足や環境負荷低減の重要性の高まり等に対応するため、物流総合効率化法の認定計画に基づき、認定事業者が取得した事業用資産に係る特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

### 背景

- ・インターネット通販の急速な拡大等により、多頻度少量輸送・時間指定配達等の物流に対する需要が多様化かつ高度化

- ・近年のトラックドライバー不足により、高度化する物流を支えきれず、物流が停滞する事態が発生
- ・物流の担い手であるトラックドライバー不足への対応が急務であり、省労働力型の物流体系の構築が必須

## 輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進

### 事業の効果

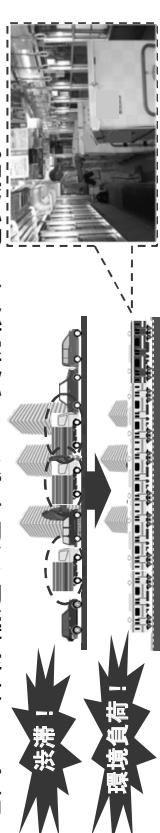
- 「トラック予約受付システム」の導入による、特定流通業務施設の待ち時間の削減等により、  
トラックドライバーがトラックの到着時間が平準化され、  
待ち時間が削減される



## 都市鉄道等の旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築

### 事業の効果

- モーダルシフトの推進により、  
① CO<sub>2</sub>の排出量削減  
② トラックドライバー不足対策  
③ 定時性・スピード性に優れた貨物輸送



## 要望の概要

### 特例措置の内容

- 輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進
  - 【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間10%の割増償却
  - 【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1/2に軽減
  - 【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3/4に軽減
- 都市鉄道等の旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築
  - 【固定資産税】貨物用鉄道車両について、課税標準を5年間2/3(※中小鐵道事業者は5年間3/5)に軽減
  - 【固定資産税】貨物搬送装置について、課税標準を5年間3/5に軽減

### 要望

- ・現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

# JR貨物が取得した新規製造車両に係る特例措置の延長(固定資産税)

JR貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置を2年間延長する。

## 施策の背景

- JR貨物が保有する車両のうち国鉄から承継した老朽車両は、依然、機関車の33%、コンテナ貨車の6%をそれぞれ占めていることから、環境に優しい鉄道貨物へのモーダルシフトを推進することによりCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るために、大量牽引・高速走行が可能な高性能車両への更新を推進する必要がある。

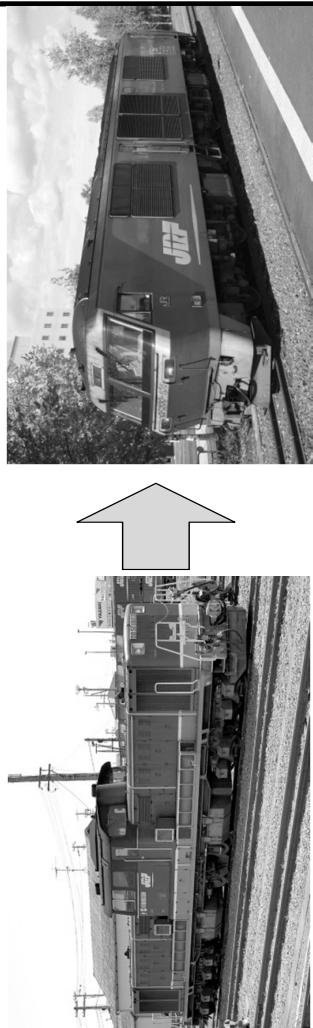
### 【JR貨物の機関車・コンテナ貨車の車両数の推移】

#### ■機関車

	H10.4 現在	H29.4 現在
旧国鉄車両	793(90%)	196(33%)
新造車両	87(10%)	394(67%)
計	880(100%)	590(100%)

	H10.4 現在	H29.4 現在
旧国鉄車両	4, 062(50%)	463(6%)
新造車両	3, 993(50%)	6, 740(94%)
計	8, 055(100%)	7, 203(100%)



### 鉄道貨物輸送の効率化のため、高性能車両の導入が必要不可欠

$$\begin{cases} \text{最高速度 : } 110\text{km/h} \\ \text{最高出力 : } 1,920\text{kW} \end{cases}$$
$$\begin{cases} \text{最高速度 : } 95\text{km/h} \\ \text{最高出力 : } 1,147\text{kW} \end{cases}$$

## 要望の概要

### 特例措置の内容

**【固定資産税】**JR貨物が取得した大量牽引・高速走行が可能な機関車及び大量積載・高速走行が可能なコンテナ貨車の課税標準を5年間3／5に軽減

## 要 望

- ・現行の措置を一部見直した上で、2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。  
※コンテナ貨車については、本年度中に車両の更新が完了する予定

# 成田国際空港株式会社の事業用資産に係る特例措置の延長

## (固定資産税・都市計画税)

成田国際空港株式会社(以下「成田会社」という。)の経営安定化を図り、成田空港の容量拡大・機能強化を着実に実施することにより、成田空港のアジアのハブ空港としての地位確立を図り、我が国の更なる成長につなげるため、成田会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の軽減措置を2年間延長する。

### 施策の背景

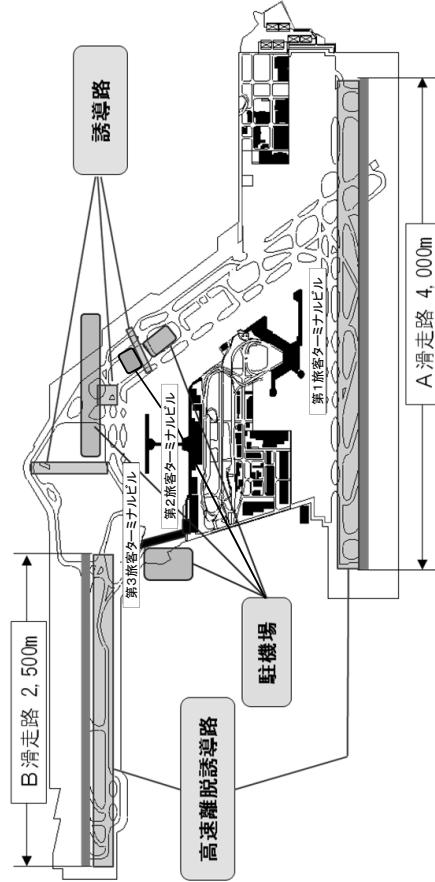
成田空港の更なる機能強化を図り、  
アジアのハブ空港としての地位を確立するとの方針。

成田会社の経営のある方にについては、  
首都圏空港における容量拡充の推移、  
全国の空港経営の在り方に關する議論  
を踏まえ、検討していく方針。

更なる機能強化の実現のためにには、  
空港間競争が激化する中で、成田会  
社の経営安定化を図り、成田空港の機  
能と競争力を継続的に強化する必要  
がある。

### 本特例措置の延長による負担軽減が不可欠

※ 成田空港の容量拡大・機能強化は、周辺自治体の税収増加に寄与  
するものであり、その推進を図ることが望ましい。



### 要望の概要

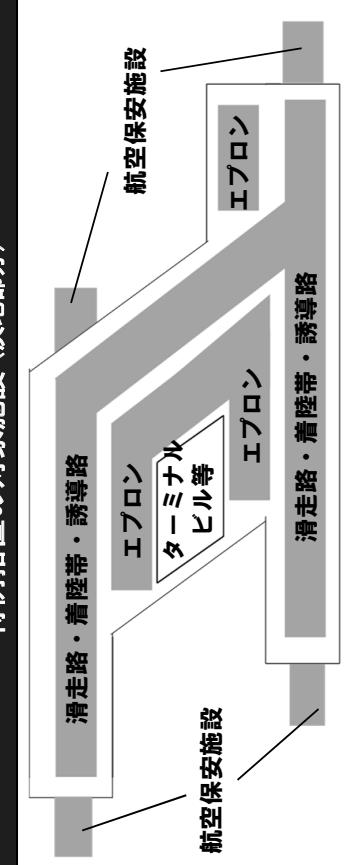
#### 特例措置の内容

【固定資産税・都市計画税】成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産について、課税標準を7/8に軽減  
(対象施設)  
①空港基本施設の用に供する土地・構築物(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン)  
②航空保安施設の用に供する固定資産(進入灯、滑走路灯、計器着陸用施設等)

#### 要望

現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。

#### 特例措置の対象施設(災地部分)



## 国際船舶に係る特例措置の延長等(登録免許税・固定資産税)

日本商船隊における国際船舶※の増加を促進し、外航日本船舶の国際競争力強化を図ることで、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図る。  
※ 日本船舶であって国際海上輸送の確保上重要な船舶

### 施策の背景

- 四面を海に囲まれた我が国では、貿易量の99.6%を海上輸送に、そのうち61.9%を日本商船隊にそれぞれ依存。
- 我が国周辺海域における近年の情勢変化を踏まえれば、日本商船隊の中核を担う国際船舶の増加を図ることが喫緊の課題。
- 近年の歴史的な海運市況の低迷を踏まえると、日本商船隊への重要な船舶供給者である船舶業者(国内船主等)からの国際船舶への供給促進を図る必要。
- 近年渡業者(国内船主等)から賃貸することから、国際船舶の保有コストを軽減し、国際競争力を確保することが不可欠。

### 要望の概要

### 特例措置の内容

#### 【登録免許税】

税率軽減(本則:4/1000→特例:3.5/1000)

#### 【固定資産税】

課税標準の軽減(外航船舶:1/6→国際船舶:1/18)

### 要望

拡充: 船舶賃渡業者が建造又は取得する国際船舶に係る登録免許税の税率軽減

(本則:4/1000→特例:3/1000)

延長: 【登録免許税】2年間(H30～H31年度)

【固定資産税】3年間(H30～H32年度)

諸外国の登録免許税(又は登録料)(1隻あたり)及び固定資産税

国名	登録免許税	固定資産税	国際船舶の隻数推移(隻)
日本(軽減後)	1,925万円	課税	250
シンガポール	161万円	非課税	214
中国(香港)	22万円	非課税	193
イギリス	2万円	非課税	150
アメリカ	1万円	一部州は課税	158
ドイツ	1万円	非課税	100
デンマーク	非課税	非課税	179
フランス	非課税	非課税	50
オランダ	非課税	非課税	150
パナマ	非課税	非課税	150
リベリア	非課税	非課税	0

※船価50億円の貨物船(10万GT(6.6万NT))の例

# 民間施設直結スマートインターチェンジ整備に係る特例措置の創設（登録免許税）

- 民間事業者が民間施設直結スマートICの用に供する土地を取得した場合において、登録免許税が不要となるような特例措置を創設する。

## 施策の背景

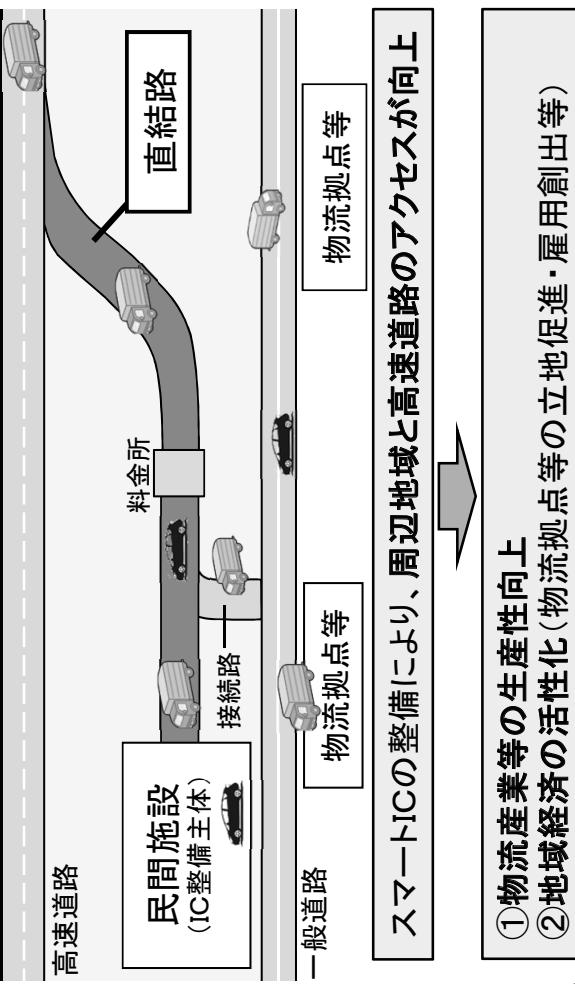
- 民間資金を活用した民間施設直結スマートICの整備を契機に、周辺一般道路に立地する大規模な物流拠点、工業団地、商業施設設等と高速道路のアクセス向上が図られ、これにより、

- ① 物流産業等の生産性向上
- ② IC周辺における、物流拠点等の立地促進・雇用創出、観光振興等による地域経済の活性化等に貢献。

- この観点から、今回、民間事業者のIC整備投資誘因に資する特例措置の創設を要望。

- ①物流産業等の生産性向上
- ②地域経済の活性化（物流拠点等の立地促進・雇用創出等）

## 民間施設直結スマートIC（イメージ）



## 要望の概要

### 要 望

民間事業者が民間施設直結スマートICの用に供する土地を取得した場合において、民間事業者に課される登録免許税を非課税（所有権移転登記：本則20/1000とする等、登録免許税が不要となるような特例措置を創設

# 軽油引|取税の課税免除の特例措置の延長等（軽油引|取税）

## 施策の背景

### 1-①船舶運航事業者等の船舶の動力源

内航旅客船事業者は中小零細事業者が多く、厳しい経営環境にある中で、営業費用の2割以上を占める燃料費の負担増は経営に直接的かつ深刻な影響を与える、特に地域住民の移動手段の確保や生活物資の安定供給等、地域交通網の維持ひいては地域経済に重大な影響を及ぼすため、本特例措置の延長が必要。また、内航貨物船、外航日本船舶、官用船、訓練船、自家用船舶等についても本特例措置の延長が必要。



### 1-②港湾整備等に従事する作業船の動力源

港湾整備等には、浚渫船などの各種作業船が不可欠であるが、軽油を使用する作業船を保有する事業者は中小零細事業者が多く、厳しい経営環境下にある。本特例措置が廃止された場合、運航コストが増大し、作業船の確保が困難となる。その結果、効率的な港湾整備や円滑な災害復旧等に支障をきたし、港湾機能不全に陥り、背後地域の経済及び雇用に甚大な損害を与える恐れがあることから、本特例措置の延長が必要。



### 1-③鉄道事業者等の鉄道用車両等の動力源

輸送量が少なく採算の確保が困難な非電化地方鉄道路線を運行している鉄道事業者及び厳しい経営状況下にある非電化地方鉄道ネットワークの維持とともに、貨物鉄道事業者の経営の安定化と、貨物鉄道サービスの維持及び鉄道貨物輸送の利用促進を通じて、モーダルシフトの推進を図るためにには、本特例措置の延長が必要。



### 1-④建設機械の動力源

災害からの復興や2020年東京五輪開催、国土強靭化に向けたインフラ整備等、円滑に工事を施工し将来にわたる品質や安全性を確保するために、及び土工工事業者が果たす役割は極めて大きい。そのため、経営基盤が脆弱などび、土工工事業者が事業から撤退することなく引き継ぎ事業を営んでいくことが必要であり、本特例措置の延長が必要。



### 1-⑤港湾運送に使用される自動車登録を受けない機械及び船舶の動力源

物流分野におけるモーダルシフトの推進及び我が国港湾の国際競争力の強化は、日本経済にとって喫緊の課題。そのためには、港湾における荷役作業の効率化を図るために、荷役機械及びはしけいまだ運送用船舶の導入・維持が不可欠であることから、本特例措置の延長が必要。



### 1-⑥倉庫業及び鉄道貨物利用運送事業等のフォークリフト等の動力源

倉庫業者の約9割及び鉄道貨物利用運送事業者の約8割が中小企業で占められており、当該事業は収益性の低い事業であることから経営基盤が極めて脆弱であり、本特例措置を延長して適用することが必要。



### 1-⑦空港内において使用される特殊車両の動力源

航空機の受入れに必要なグランドハンドリング業界は、人手不足等が深刻化するとともに、厳しい経営状況にある。訪日外国人旅行者数の拡大という政府目標達成のために、航空機の受入環境の整備は喫緊の課題であり、本特例措置の延長が必要。



### 1-⑧スキーエンデ整備車等の動力源

スキーエンデの振興はリフトを運行する索道事業の経営環境の改善のみならず、スキーエンデを抱える地域経済の活性化にも重要な役割を果たしている一方で、スキーエンデの運営者のほとんどが経営の厳しい索道事業者であり、経営環境の改善とスキーエンデを抱える地域の観光振興を図るためにには、本特例措置の延長が必要。



### 2 海上保安庁の船舶の動力源(恒久化)

海上保安庁は、海上における治安の確保等、国の根幹的・恒久的な業務を実施しているところ、我が国周辺海域を巡る状況は一層厳しさを増していることから、海上保安体制強化に関する関係閣僚会議において、「海上保安体制強化に關する方針」が決まり(昨年12月)され、必要な体制の強化を順次進めることとされた。軽油は海上保安庁の船舶の約7割に基づき、当庁の業務実施体制に万全を期すため、本特例措置の恒久化が必要。



## 要望の概要

### 特例措置の内容

【軽油引|取税】課税免除  
船舶、鉄道用車両、建設機械、荷役機械等の動力源に使用される軽油

上記1-①～⑧(3年間延長)、2(恒久化)

要望

# 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置の拡充・延長

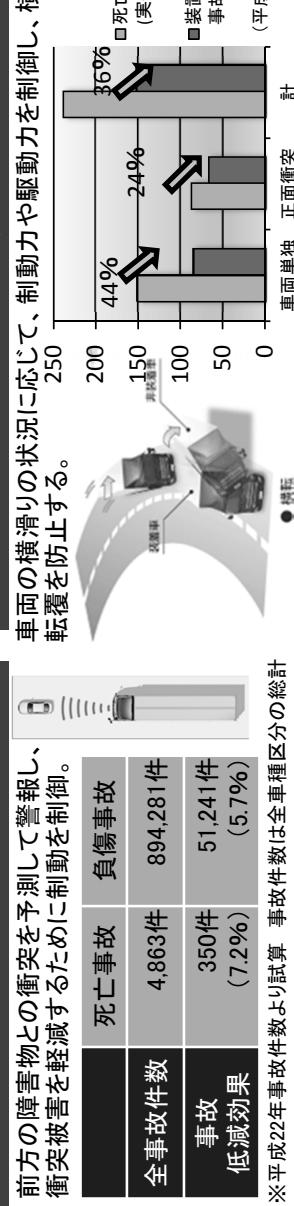
## (自動車重量税・自動車取得税)

- 車線逸脱警報装置を備えたトラック・バスについて、自動車重量税及び自動車取得税の特例措置を拡充する。
- 衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置を備えたトラック・バスについて、自動車重量税の特例措置を延長する。

### 施策の背景

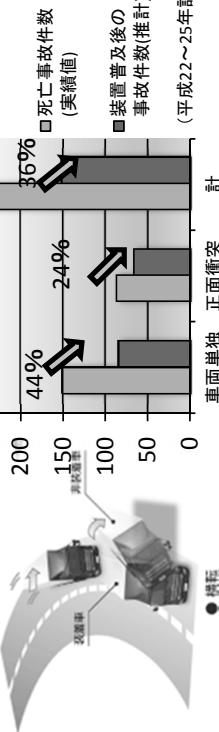
- 「第10次交通安全基本計画」(平成28年3月)において平成32年までに死者数を2,500人以下とする政府目標が掲げられている中、平成28年の交通事故故死者数は3,904人となっており、更なる取組みの強化が必要。特に関越自動車道における高速ツアーバス事故(平成24年4月)、軽井沢スキーバス事故(平成28年1月)に見られるところ、トラック・バス等の大型車両は、事故発生時の被害が大きくなるおそれのが強い。
- ドライバーの安全運転を支援する「先進安全技術」には、高い事故防止・被害軽減効果が期待されるため、トラック・バスの先進安全技術の基準化・義務化を進めているが、装置価格が高額で購入者の負担が大きいことから、義務化までの間、税制上の特例を講じることにより、装置の早期普及を促進する必要がある。

### 衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)



### 車両安定性制御装置(EVSC)

車両の横滑りの状況に応じて、制動力や駆動力を制御し、横滑りや転覆を防止する。



### 車線逸脱警報装置(LDWS)

車のカメラが車線の位置を認識して、自動車が車線からはみ出しそうになつた場合やま出した場合に、音や警告灯などでドライバーに知らせる。

死亡事故件数	死亡事故	負傷事故件数
全事故件数	4,773件	731,915件
事故	165件 (3.5%)	4,838件 (0.7%)

※平成21年事故件数より試算 事故件数は全車種区分の総計

### 要望の概要

対象車両	対象期間		
	車種	自動車重量税	自動車取得税
AEBS・EVSC	トラック・バス	平成27年5月1日～ 平成30年4月30日	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日

対象車両	対象期間		
	車種	自動車重量税	自動車取得税
AEBS・EVSC	トラック・バス	平成30年5月1日～ 平成33年4月30日	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日

特例措置の内容
AEBS・EVSC 上記参照 延長 拡充

特例措置の内容
AEBS・EVSC 上記参照 延長 拡充

要望  
1装置装着(LDWS)

要望  
25%軽減(初回のみ)

# バリアフリー車両に係る特例措置の延長（自動車重量税）

バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置を3年間延長する。

## 施策の背景

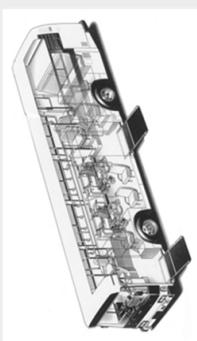
高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現や、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの円滑な実施に向けて、バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある。

## 施策の目標

バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」による目標【平成32年度】※[ ]内は平成27年度末の実績  
①ノンステップバス：約70%[現状:50.1%] ②リフト付きバス：約25%[現状:5.9%] ③福祉タクシー(UDタクシー等)：約28,000台[現状:15,026台]

### 乗合バス事業者（路線定期運行に限る）

#### 【ノンステップバス】



（乗車定員30人以上）

### 【リフト付きバス】



（乗車定員30人未満）

### タクシー事業者



【ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)】

## 要望の概要

## 特例措置の内容

ノンステップバス	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税
リフト付きバス	構造・設備基準に適合した車両の初回分を免税
ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)	バリアフリーエネルギー性能に優れた車両と認定された車両の初回分を免税

## 要望

現行のバリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置について、3年間延長する。

# 鉄道駅等のバリアフリー施設に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

## 駅のバリアフリー施策に係る課税標準の特例措置について2年間延長する。

### 施策の背景

○高齢化が進む我が国において、高齢者、障害者等の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動する際の利便性・安全性を高める施策を講じることが喫緊の課題。

### 【移動円滑化の促進に関する基本方針(平成23年3月31日)】

- 一日当たりの利用者数3,000人以上の原則全ての鉄道駅等
  - ▶ エレベーター等の設置をはじめとした段差の解消
  - ▶ ホームドア等設備の整備
- (目標年次: 平成32年度)

### 【交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)】

- 大都市等において、高齢者や障害者、妊娠婦等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、ホームドアの設置やペビーカーの利用環境改善等、必要な対策を深化。
- (ホームドアの設置数: 2013年度 583駅 ⇒ 2020年度 800駅)

○公共交通機関のバリアフリー化については、施設等の整備・導入時に多大な費用がかかる上、取得した施設等の維持管理にもコストがかかるものではあるが、資産取得後の固定資産税等を減額する本特例措置により、取得に伴う鉄道事業者等の負担が軽減されるため、更なるバリアフリー化施設等の整備・導入に対するインセンティティブとなるものである。

### 要望の概要

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税・都市計画税】 課税標準を5年間2／3に軽減

- 鉄道事業者等が取得した「ホームドアシステム」及びその設置に係る償却資産
- ・1日あたり利用者数10万人以上の駅
- ・1日あたり利用者数10万人以上の駅を含む路線の駅
- ・バリアフリー法に基づく基本構想に位置付けられた駅
- 鉄道事業者等が取得した「エレベーター」及びその設置に係る家屋及び償却資産
- ・1日あたり利用者数3千人以上の駅

### 要 望

- ・現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。



# 津波避難施設に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)

津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難施設等に係る固定資産税の特例措置に関して、対象となる避難施設及び償却資産を拡充の上、3年間延長する。

## 施策の背景

### ○最大クラスの津波からの避難

- ・平野部や背後に急峻な地域が迫る集落等では、避難場所の確保に苦慮
- ・津波到達までの時間的余裕が極めて少なく、避難のための十分な時間の確保が困難
- ⇒ 緊急的、一時的な避難施設を確保する必要

### ○津波防災地域づくりに係る法律による措置

- ・津波に対して構造上安全な施設について、
- ・施設所有者などと市町村が管理協定を締結し、
- ・当該施設の避難用部分を市町村が指定し、
- ・施設管理者の同意を得て避難施設として市町村が管理すること
- ・施設発生時ににおいて当該施設を開放させること
- ⇒ これらにより、津波発生時ににおける避難施設の確保を図る。
- ⇒ 一方、上記措置は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながるため、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図る必要



## 要望の概要

### 特例措置の内容【固定資産税】

- ① 管理協定が締結された避難施設の避難の用に供する部分に係る固定資産税の課税標準
- ② 避難施設に附属する避難の用に供する償却資産(誘導灯、誘導標識、自動解錠装置)に関する固定資産税の課税標準について、管理協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参照して、1/3以上2/3以下の範囲において市町村の条例で定める割合に軽減

### 要望

- ・対象避難施設に指定避難施設を追加する。
- ・対象償却資産に防災用倉庫及び防災用ベンチ等を追加する。
- ・現行の措置を3年間(平成30年4月1日～平成33年3月31日)延長する。

## 対象、避難施設の拡充

### 協定避難施設 + 指定避難施設

自動解錠装置

- ・避難の用に供する部分

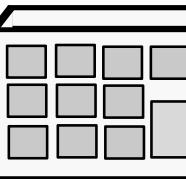


+ 誘導灯



誘導灯 誘導標識 防災用ビル

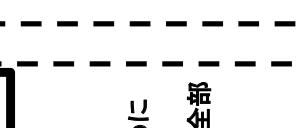
⇒ 避難のために使われるフロアーの全部又は一部



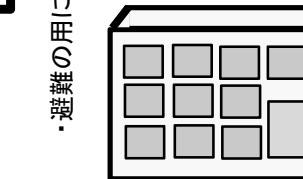
## 対象、償却資産の拡充

### 防災用機材を収納する「防災用倉庫」

防災用機材を収納する  
「防災用倉庫」



⇒ 避難のために使われるフロアーの全部又は一部



# 鉄道の耐震対策に係る特例措置の拡充・延長(固定資産税)

首都直下地震・南海トラフ地震により取得した鉄道施設について、対象施設を拡充の上、適用期限を2年間延長する。

## 施策の背景

- 首都直下地震・南海トラフ地震については、その切迫性や被害の影響度等の観点から、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっているため、平成25年4月に耐震補強の実施について努力義務を課す省令を施行し、耐震対策を推進しているところ。
- 行政事業レビュー「公開プロセス」(平成29年6月)において、緊急輸送道路等と交差・並走する箇所については目標を設定して実施すべきであるとの指摘を受けたことや、平成28年4月の熊本地震時にロックシング橋脚を有する道路橋が倒壊する被害が見られたことから、耐震対策の着実な実施が求められている。

## 緊急輸送道路等と交差・並走する橋りょう等

- ・緊急輸送道路等と交差・並走する箇所については、目標期限を設け、耐震対策を実施。



## ロックシング橋脚を有する橋りょう

- ・熊本地震において、ロックシング橋脚を有する道路橋が倒壊する被害が発生。
- ・鉄道橋においても、大地震時に落橋に至る可能性があるため耐震対策を実施。



## 要望の概要

### 特例措置の内容

#### ・対象施設

- 首都直下・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における以下の施設
- ①駅(乗降客数1日1万人以上):耐震対策を実施したご線橋やプラットホーム上屋等
- ②路線(片道断面輸送量1日1万人以上又は緊急輸送道路等と交差・並走):耐震対策を実施した高架橋や開削トンネル、落橋防止工を設置した橋りょう

#### 要望

- ・対象施設を拡充の上、適用期限を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。  
〔延長内容〕路線(緊急輸送道路等と交差・並走):耐震対策を実施した高架橋や開削トンネル  
：落橋防止工を設置した橋りょう

- 〔拡充内容〕路線(片道断面輸送量1日1万人以上又は緊急輸送道路等と交差・並走):耐震対策を実施したロッキング橋脚を有する橋りょう

# 港湾の耐震対策の推進のための特例措置の拡充・延長(法人税・固定資産税)

民間事業者が所有する護岸等の耐震改修を促進し、大規模地震発生時の航路機能を確保するため、護岸等の耐震改修を行った民間事業者に係る法人税及び固定資産税等の特例措置を拡充・延長する。

## 施策の背景

- ・コンビナートが多数立地する臨海部においては、護岸、岸壁等の多くを民間事業者が所有・管理しているが、老朽化により更新が必要な施設が急増。
- ・こうした中、南海トラフ沿いの地域や南関東において大規模地震の発生が迫つており、耐震改修を早急に実施する必要がある。
- ・一方で、耐震改修には、多額の資金が必要となるため、厳しい経営環境の中、収益に直接結びつかない護岸等の耐震改修には踏み切れない状況にある。
- ・今般、従来の耐震改修工法と比較して簡便な工法を平成29年度中に確立する目処が立ったことから、当該工法の確立・周知と合わせて、引き続き税制特例措置を講じることで耐震改修を推進する。

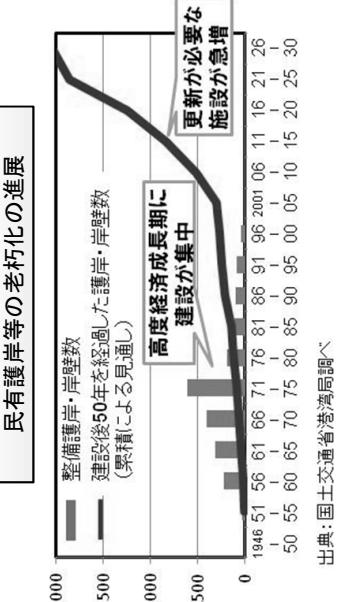
【政府計画への位置付け】

・国土強靭化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)  
・首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定)

・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震緊急対策推進基本計画(平成18年3月31日中央防災会議決定)

- ・今般、従来の耐震改修工法と比較して簡便な工法を平成29年度中に確立する目処が立ったことから、当該工法の確立・周知と合わせて、引き続き税制特例措置を講じることで耐震改修を推進する。



## 特例措置の内容

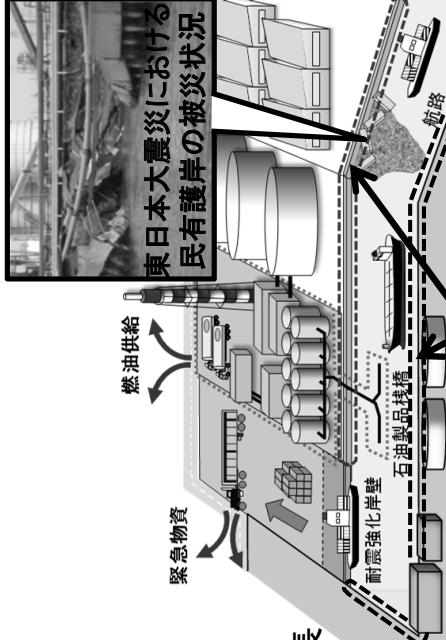
【法人税】耐震改修を行った民有護岸・岸壁・桟橋について、20%の特別償却

【固定資産税】耐震改修を行った民有護岸・岸壁・物揚場について、課税標準を5年間2／3に軽減

## 要望

【法人税】現行の措置を一部見直した上で5年間(平成30年4月1日～平成35年3月31日)延長  
加えて、南海トラフ防災対策推進区城又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保航  
路に接続する港湾内の施設について、40%の特別償却

【固定資産税】現行の措置を3年間(平成30年4月1日～平成33年3月31日)延長  
加えて、南海トラフ防災対策推進区城又は首都直下地震緊急対策区域にあり、緊急確保  
航路に接続する港湾内の施設については、課税標準を5年間1／3に軽減



航路沿いの民有護岸等の改良を促進し、  
非常災害時の航路機能を確保

## IV. 主要項目以外の項目

### 1. 国土交通省主管

- 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設(法人事業税)
- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税等)
- 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法による貸家住宅に係る軽減措置の延長(固定資産税)
- 認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長(固定資産税等)
- 土地区画整理事業における共同施設区制度(仮称)の創設に伴う課税の特例措置の拡充(不動産取得税等)
- 高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長(不動産取得税)
- 特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 除害施設に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- 既存住宅取得後に耐震改修工事を行う場合における減額措置の拡充(不動産取得税)
- 認定低炭素住宅に係る特例措置の延長(登録免許税)
- マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税措置の延長(登録免許税)
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律における施行者又はマンション敷地売却組合が要除却認定マンション及びその敷地を取得する場合の非課税措置の延長(不動産取得税)
- 宅地建物取引業者等が取得する新築住宅の取得日に係る特例措置及び一定の住宅用地に係る税額の減額措置の期間要件を緩和する特例措置の延長(不動産取得税)
- 住宅投資の波及効果に鑑み、これまでの措置の実施状況や今後の住宅市場の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置
- 鉄道事業者等の市街地トンネルに係る非課税措置の拡充(固定資産税)
- 東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る特例措置の廃止(登録免許税・不動産取得税)

### 2. 他省庁主管

- 技術研究組合の所得計算の特例措置の延長(法人税)
- 公募投資信託等の内外二重課税の調整(所得税・法人税等)
- 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長(登録免許税)
- 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置(相続税)
- 再生可能エネルギーの自立化・長期安定発電促進税制の創設(所得税・法人税等)
- 自動車取得税の免税点に係る特例措置の延長(自動車取得税)
- 駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長(所得税・個人住民税)
- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長(固定資産税)
- エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除(グリーン投資減税)の廃止(所得税・法人税等)